

第一種特定原産地証明書発給システムサービス利用規約

(申請者・日本商工会議所用)

2021 年 12 月 27 日制定

2022 年 1 月 4 日施行

2024 年 1 月 22 日改定

第1章 総則

第1条 (目的)

本規約は、日本商工会議所（以下「日商」という。）の「第一種特定原産地証明書発給システム」（第3条第2項で定める機能により構成される。以下「本システム」という。）を利用して提供する第一種特定原産地証明書（以下、「証明書」という。）のオンライン申請等のサービス（第3条第1項で定義する。以下、「本サービス」という。）の利用に関する条件を、日商ならびに申請者（第2条第1号で定義する。）との間で定めるものです。申請者は本規約の定めに従って本サービスを利用するものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 申請者：日商が行う証明書の発給を申請する法人（団体）、個人事業者等
- (2) 企業登録：申請者が日商に対して行う登録
- (3) 判定依頼：申請者が日商に対して行う原産品判定の依頼
- (4) 発給申請：申請者が日商に対して行う証明書の作成と発給の申請
- (5) ユーザーID：日商が、本サービスを利用する申請者に対して発行し、当該申請者が第一種特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限を委任する者を識別するために用いる符号
- (6) 申請者等情報：本システムに保存された企業登録、判定依頼、発給申請、ユーザーID、署名者その他の申請者に関するすべての情報

第3条 (本サービスおよび本システムの構成)

- 1 本サービスは、第2項に規定する日商の本システムの各機能を利用して提供する証明書のオンライン申請等のサービスとなります。
- 2 本システムは、下記の機能から構成されます。
 - (1) 企業登録
 - (2) 原産品判定
 - (3) 発給申請
 - (4) オンライン発給
 - (5) 日商が認めた第三者のシステム・サービスとの接続機能

第4条 (本規約の適用)

- 1 本規約は、申請者と日商との間の本システムおよび本サービスの利用に関わる一切の関

係に適用されます。

- 2 申請者は本規約において日商が定める条件にて本サービスを利用するものとします。

第5条 （本規約の変更）

- 1 日商は、申請者の事前の承諾を得ることなく、合理的な範囲に限り本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された後の本サービスの提供条件は、変更後の新利用規約に従うものとします。
- 2 日商は、前項の変更を行う場合は、変更の効力発生日を定め、十分な予告期間において、変更後の新規約の内容を本システム上に掲示することで申請者に通知するものとします。ただし、変更が軽微で申請者に特に不利益にならないと日商が判断した場合は、予告しないことがあります。

第6条 （通知）

日商は、本サービスに関する通知を、本システム上での掲示、申請者が企業登録に関し入力し、承認を受けたメールアドレスへの電子メールの送信、またはFAX 番号へのFAX の送信によって行うものとします。通知は、本システム上に掲示または送信されたときに効力が生ずるものとします。

第2章 本サービスの運用に関する事項

第7条 （企業登録）

- 1 企業登録は、申請者が、本システムを利用して登録を行い、日商が承認した時点で成立するものとします。
- 2 企業登録は、有効期間内（2 年間）に限り、有効なものとします。

第8条 （ユーザーID およびパスワード）

- 1 日商は、申請者に対し、ユーザーID およびパスワードを、日商が定める方法および使用条件に基づいて発行します。
- 2 申請者は、自らの管理責任により、ユーザーID またはパスワードの漏洩または不正使用がなされないよう厳格に管理するものとします。申請者は、ユーザーID またはパスワードの漏洩、不正使用またはそのおそれを認知した場合には、速やかに日商に届け出なければなりません。
- 3 申請者は、いかなる場合もユーザーID またはパスワードを第三者に開示、貸与、共有、譲渡することはできません。ただし、本サービスの利用にあたり、日商が本システムへの接続を認めた第三者に対して開示する場合は、この限りではありません。
- 4 日商は、申請者がユーザーID またはパスワードを漏洩、不正使用、開示、貸与、共有または譲渡したことによって申請者に生じた損害については責任を負いません。日商は、ユーザーID とパスワードの認証を行った後に行われた本サービスの利用行為については、すべて申請者に帰属するものとみなすことができます。
- 5 ユーザーID は、企業登録の有効期間内に限り使用できるものとします。ただし、有効

期間外であっても、日商が認めるものについては行うことができます。

- 6 有効期間内に、ユーザーIDを追加した場合であっても、追加されたユーザーIDの利用期間は企業登録の有効期間に従うものとします。

第9条 （本サービスの範囲）

日商は、申請者に対し、日商指定の条件下で、申請者が管理するパソコン等の端末機器（以下「端末機器」という。）から電気通信回線を経由して日商指定の URL に接続することにより、本サービスを利用することのできる環境を提供します。

第10条 （自己責任の原則）

- 1 申請者は、本サービスの利用および本サービスの利用に伴う一切の行為（情報の登録、閲覧、保管、削除、送信等）ならびにこれらから生じる結果について、日商に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負います。
- 2 申請者は、本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、日商に故意または重過失がある場合を除き、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。
- 3 申請者がその故意または過失により日商に損害を与えた場合、日商は申請者に対して、当該損害の賠償を請求することができるものとします。
- 4 端末機器から日商指定の URL に接続する電気通信回線は、申請者自身の責任と費用負担において、確保、維持されるものとし、日商は一切の責任を負いません。
- 5 申請者は、本サービスの利用に関連して入力、提供または伝送するデータ等について、必要な情報は自己の責任で保全しておくものとします。

第11条 （利用制限）

- 1 申請者による本サービスの利用は端末機器から日商指定の URL に接続することにより行われるものとし、端末機器用のアプリケーションを除き、本システムを構成するソフトウェア自体をダウンロードしたり、コピーしたりする等の方法により本システムを構成するソフトウェアを入手することはできません。
- 2 申請者は、同一のユーザーID を同時に用いて、複数の端末機器から同時に本サービスを利用することはできません。
- 3 PDF で交付された証明書は、各経済連携協定等で定められた有効期間を超えた場合、企業登録の有効期間に関わりなく、ダウンロードすることができなくなります。

第12条 （禁止行為）

申請者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

- （１） 日商または第三者の権利・利益を侵害する行為またはそのおそれがある行為
- （２） 法令に違反する行為またはそのおそれがある行為
- （３） 犯罪行為もしくはこれに類する行為またはそのおそれがある行為
- （４） 公序良俗に反する行為

- (5) 他の利用企業の利用を妨害する行為またはそのおそれがある行為
- (6) 本システムを構成するハードウェアまたはソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
- (7) 本サービスの提供を妨害する行為またはそのおそれがある行為
- (8) 本システムを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為
- (9) 第三者のユーザーID またはパスワードを不正に使用または入手を試みる行為、第三者を装って本サービスを利用しようとする行為
- (10) ユーザーID またはパスワードを他人に利用させる行為またはそれらに類似する行為
- (11) 他の申請者のデータを閲覧、変更、改竄する行為またはそのおそれがある行為
- (12) 前各号のほか、日商が本サービスの利用に不相当と判断した行為

第13条 (利用停止)

- 1 申請者が本規約または利用時の誓約等に違反し、または申請者の責めに帰すべき事由によって本サービスの提供を継続し難い重大な事由が発生していると日商が判断した場合、日商は、当該申請者に対する本サービスの提供を停止できるものとします。日商は、本条に基づいてなされた停止によって申請者に生じた不利益、損害について責任を負いません。
- 2 前項の場合、日商は、かかる申請者の行為により日商が被った損害について、申請者に対し賠償を請求することができるものとします。

第14条 (データ管理)

- 1 日商は、本サービスを用いて証明書を発給するために入力、提供または伝送されたデータ（クレジットカード決済情報を除く）については、法令で定められた期間について保存するものとします。
- 2 日商は、申請者が利用する情報に関して、本システムを提供する設備等の故障等により滅失した場合に、復元の義務を負いません。

第15条 (日商による情報の管理・利用)

- 1 日商は、本システムに入力されるデータについて、本サービスの提供および統計調査以外の目的では利用しないものとします。
- 2 日商は、政府からの要請に基づき、証明書に記載される情報を協定締約国に提供する場合を除き、本システムに入力されるデータを第三者に開示せず、善良なユーザーとしての注意をもって機密保持とその管理に努めるものとします。
- 3 第1項および前項の規定に関わらず、本サービスの利用にあたり、日商が本システムへの接続を認めた第三者に対して開示する場合は、この限りではありません。
- 4 日商は、第1項のデータに個人情報が含まれていた場合、個人情報の保護に関する法律および日商の個人情報保護方針に基づいて、紛失・破壊・改竄・漏洩等の危険から保護するための合理的な安全管理措置を講じ、厳重に管理するものとします。

- 5 第2項および第4項の規定にかかわらず、申請者は、日商が、裁判所、その他の法的な権限のある官公庁の命令等により本サービスに関する情報の開示ないし提出を求められた場合は、かかる命令等に従って情報の開示ないし提出をすることがあることを承諾し、かかる開示ないし提出に対して異議を述べないものとします。
- 6 第4項の規定は、企業登録の有効期間が終了した後も有効に存続するものとします。

第16条 (サービスレベルおよび保証の制限)

- 1 日商は、別紙1記載の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力をもって本サービスを提供します。
- 2 日商は、本システムを構成するソフトウェアにバグ等の瑕疵のないことや、本システムが申請者の特定の利用目的に合致することを保証するものではありません。また、日商は、端末機器において他のソフトウェア等が使用ないし併用された場合の、本システムの正常な動作を保証するものではありません。
- 3 本システムに重要な瑕疵が認められた場合における日商の責任は、商業的に合理的な範囲内において、本システムの修正ないし瑕疵の除去の努力をすることに限られるものとし、ソフトウェアの瑕疵および本システムの欠陥による損害については、一切の責任を負いません。
- 4 本条は、本サービスに関する唯一の保証について述べたものです。

第17条 (本システムの変更)

日商は、本システムの機能追加、改善を目的として、日商の裁量により本システムの一部の追加・変更を行うことがあります。ただし、当該追加・変更によって、変更前の本システムのすべての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。

第18条 (本システムの休止)

- 1 日商は、定時にまたは必要に応じて、以下の場合、本システムを一時的に休止することができるものとします。
 - (1) 本システムの改修、改善、トラブル対応、メンテナンス、バックアップ等の本システムの保守作業を行うとき
 - (2) 日商の設備の保守または工事を行う必要があるとき
 - (3) 日商または他の電気通信事業者の設備の障害などの発生またはその防止のためにやむを得ないとき
- 2 日商は、前項の保守作業を行う場合には、事前に本システム上に掲示することにより、申請者に対してその旨を通知するものとします。ただし、緊急の場合には、事前の通知をすることなく本システムを休止し、事後速やかに本システム上に掲示することにより、申請者に通知するものとします。
- 3 第1項に定めるほか、日商は、第三者による妨害行為等により本システムの継続が申請者に重大な支障を与えるおそれがあると判断される場合、その他やむを得ない事由がある場合にも、本システムを一時的に休止することができるものとします。

- 4 日商は、本条に基づいてなされた本システムの休止によって申請者に生じた不利益、損害について責任を負いません。

第19条 （本システムの廃止）

- 1 本システムの一部または全部を廃止する場合、日商は廃止する1年以上前に、本システム上に掲示することにより、本システムを利用する申請者に対して通知を行います。
- 2 日商が予期し得ない事由または法令・規則の制定・改廃、天災等のやむを得ない事由で、本システムを廃止する場合において1年以上前の通知が不能な場合であっても、日商は可能な限り速やかに本システム上に掲示することにより、本サービスを利用する申請者に対して通知を行います。
- 3 日商は本システムの廃止の結果について何ら責任を負いません。

第20条 （申請者が行う解除）

申請者が、企業登録の有効期間内に、申請者自身の都合により本サービスの利用登録を解除しようとする場合は、日商の指定する方法により、その旨を日商に通知するものとします。

第21条 （日商が行う解除）

日商は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、申請者への催告を要することなく本サービスの利用登録を解除することができるものとします。

- (1) 日商の事業に支障を与える行為を行った場合
- (2) 重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てが行われた場合
- (3) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至った場合
- (4) 監督官庁から営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けた場合
- (5) その他日商が当該申請者の利用登録の継続を不適当と判断する相当の理由がある場合

第3章 その他

第22条 （損害賠償の制限）

- 1 日商は、本規約の各条項に従って制限された限度においてのみ、本サービスについての責任を負うものとします。日商は、本規約の各条項において保証しないとされている事項、責任を負わないとされている事項、申請者の責任とされている事項については、一切の責任を負いません。
- 2 日商は、日商の故意または重過失によって本サービスに関して申請者に損害が生じた場合を除き、いかなる賠償責任も負いません。
- 3 日商が責任を負う場合であっても、申請者の事業機会の損失、逸失利益、データ滅失・

損壊によって生じた損害その他の特別事情による損害については、契約責任、不法行為責任その他請求の原因を問わず、いかなる賠償責任も負いません。

第23条 （免責）

日商は、以下の損害については、請求原因の如何を問わず、損害賠償責任を負わないものとします。

- （１） 天災地変、感染症、騒乱、暴動、法令・規則の制定・改廃、その他の不可抗力に起因して申請者に生じた損害
- （２） 日商指定の URL に接続するためのインターネット接続サービスの不具合など申請者の接続環境の障害に起因して申請者に生じた損害
- （３） 日商が瑕疵なく発給した証明書が、通関において通用しなかったことに起因して申請者に生じた損害
- （４） 第三者の提供する電気通信役務の不具合に起因して申請者に生じた損害
- （５） 本システムの提供にあたり日商が第三者から提供を受けているコンピュータウイルス対策ソフトが対応していない種類のコンピュータウイルスの侵入に起因して申請者に生じた損害
- （６） 本システムの提供にあたり用いられている日商の設備などへの第三者による不正アクセスもしくはアタックまたは通信経路上における傍受で、善良なる管理者の注意をもってしても防ぐことができないものに起因して申請者に生じた損害
- （７） 本システムの提供にあたり用いられている日商の設備のうち日商が製造したものではないソフトウェアおよびデータベースに起因して申請者に生じた損害
- （８） 本システムの提供にあたり用いられている日商の設備のうち、日商が製造したものではないハードウェアに起因して申請者に生じた損害
- （９） 本システムの提供にあたり用いられている第三者が提供するサービスに起因して申請者に生じた損害
- （１０） 裁判所の命令または法令に基づく強制的な処分に起因して申請者に生じた損害
- （１１） その他日商の故意または重過失によらずして申請者に生じた損害

第24条 （契約終了後の処理）

申請者は、理由の如何を問わず企業登録の期間が終了した場合、第8条第5項ただし書に定める利用を除き、ただちに本システムの利用を終了します。

第25条 （権利義務譲渡の禁止）

申請者は、日商による書面での事前の同意を得ない限り、本規約における契約上の地位を第三者に承継させ、または本規約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならないものとします。

第26条 （協議）

本規約の解釈について当事者間に異議疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項

が生じた場合、誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

第27条 （準拠法および裁判管轄）

本規約に関する事項については、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

[別紙1] サービス品質レベル

本システムでは以下のサービス品質レベル（SLA）を確保することとしています。

尚、本システムはMicrosoft社提供のAzureサービスを利用しています。

このAzureサービスに関しては項目ごとに異なりますが凡そ99.9%の月間稼働率がSLAとして定義されています。

$$\text{月間稼働率(\%)} = (\text{最大利用時間} - \text{ダウンタイム}) \div \text{最大利用時間} \times 100$$

サービス項目		サービスレベル ^{注1}	内容
ネットワーク	通信回線	月間稼働率:99.95% MicrosoftAzure のサービスレベルに準拠	MicrosoftAzure提供の通信サービスを利用
	帯域保証	ベストエフォート 注:MicrosoftAzure非公開	1Gbpsの範囲内でベストエフォート
	障害管理	24時間365日 MicrosoftAzure のサービスレベルに準拠	MicrosoftAzure提供の監視サービスを利用
	通信監視 (ファイアウォール)	24時間365日 MicrosoftAzure のサービスレベルに準拠	MicrosoftAzure提供のファイアウォールサービスを利用
	保守対応	24時間365日 MicrosoftAzure のサービスレベルに準拠	MicrosoftAzure提供の保守サービスを利用
サーバ機器	ハードウェア保守 注：MicrosoftAzure準拠	故障率0.01%以下	ハードウェア故障が発生する時間の割合
		復旧時間1時間以内	ハードウェア故障発生時から復旧までの時間
		月間稼働率99.9%以上	ハードウェアが故障無しに稼働する時間の割合
	ウィルス対策	5分以内	ウィルス検知から通知するまでの時間
		復旧時間24時間以内	ウィルス検知から復旧するまでの時間
	ファイアウォール	MicrosoftAzure のサービスレベルに準拠	MicrosoftAzureのサービス利用 注：WAFでの監視も実施
ソフトウェア	不具合発生件数	3件/年以下	システム停止を伴うものの発生件数
		復旧時間24時間以内	不具合発生時から復旧までの時間
	ソフトウェア稼働率	99.9%以上	ソフトウェアが停止せずに稼働している割合
サービス全体	稼働率	99.9%	(総稼働時間－システム停止時間)÷総稼働時間で算出する。本規約第18条に規定する休止時間は含まないものとする。
サービス提供時間	サービス稼働時間	毎日 0:00～22:00まで 注：年末年始を除きます。	
	運用・保守期間	ネットワークおよびサーバ機器：24時間365日 上記以外：土日祝日、年末年始を除く 9:30～17:30	
	問合せ対応期間	土日祝日、年末年始を除く 9:30～17:30	
	緊急時対応期間	24時間365日	
作業通知	事前停止連絡	1週間以上前に通知	
	緊急時停止連絡	利用申込時の登録メールアドレス宛またはトップページ掲載	
データ保全	バックアップ	毎日実施（東京・大阪の2拠点で実施）	
	バックアップ保管期間	データバックアップは1週間。ログ情報は最大1年間	

注1: MicrosoftAzureのサービスレベルに関しては2021年12月1日時点のものを記載しています。

この日以降Microsoftのサービスレベルに変更があった場合はMicrosoft社記載のものが優先して適用されます。

MicrosoftAzureのSLAに関してはMicrosoft社のWebサイトを御参照下さい。